

## 高知県学校安全総合支援事業 実施要領（県立学校用）

### 1 目的

「第3次学校安全の推進に関する計画」（令和4年3月25日閣議決定）においては、「学校安全計画」「危機管理マニュアル」を見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高めること、地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点も踏まえた安全対策を推進すること、全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進すること、地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施すること、事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」すること、そして、学校安全に関する意識の向上を図ることが、施策の基本的な方向性として示されている。

これらの施策を推進していくためには、これまでの事業等で蓄積した様々な先進事例も踏まえながら、学校種・地域の特性に応じた継続的で発展的な実効性のある学校安全に係る取組を実施し推進する体制を構築することが必要である。

以上を踏まえ、県教育委員会が、拠点となって他の学校の取組を牽引する学校（以下「拠点校」という。）を指定し、拠点校において構築された学校安全推進体制や学校安全の組織的で実践的な取組を県内に普及し、県内全域での学校安全の取組の推進を目指す。

#### 《事業の内容》

＜災害安全、交通安全、防犯を含む生活安全＞

拠点校は、上の学校安全の3領域のいずれか、もしくは複数を重点的に取り組む領域として選定し、取組を実践する。

#### 《事業の実施方法》

＜拠点校における取組＞

##### (1) 推進体制

管理職のリーダーシップの下、学校安全担当教員を中心とした組織的な学校安全の取組を実施する。管理職以外の学校安全担当教員の校務分掌の位置付けと役割の明確化を行う。

##### (2) 取組内容

ア カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた安全教育の充実

児童生徒等の安全に関する資質・能力を育むため、教科等横断的な視点での「安全教育全体計画」及び「学校安全計画」の改善を行う。「学校安全計画」に基づく系統的な安全教育を実施し、効果の検証を一連の取組として行う。

イ 組織的取組による安全管理の充実

教職員のみならず保護者、地域住民と「危機管理マニュアル」を共有するとともに、訓練等を踏まえ、適宜「危機管理マニュアル」の見直しを図る。

ウ 教職員の学校安全に関する知識・実践力の向上

文部科学省「教職員のための学校安全eラーニング」（オンデマンド教材）を適宜活用した研修を行う。

エ 先進事例を参考にした地域の学校安全関係者（有資格者等）、関係機関・団体との連携  
地域特性等を適切に理解して、効果的な学校安全の取組を進める。

オ 大学や関係機関・団体、外部有識者による専門的知見の活用と指導助言

学校安全に関する専門的知見を活用し、学校安全に係る取組の向上を図る。

カ P D C Aサイクルに基づく検証・改善

訓練等を踏まえた評価に基づく「危機管理マニュアル」及び「学校安全計画」について  
の見直し等を行い、学校安全に係る対策の改善・充実を図る。

キ 取組成果の普及・啓発

事業の実施に当たっては、事業目標を明確にした上で、成果指標を設定し、取組の成果について評価・分析をすること。

取組成果については、拠点校が設定する実践発表の機会や県教育委員会の主催する研修会での実践発表等において普及・啓発に努めるとともに、自校のホームページ等を通じて、積極的に情報発信を行う。

##### (3) 推進委員会への参加

事業の円滑な実施のため、事業の実施方針や普及計画の検討、情報共有、取組の検証等を行うとともに、県教育委員会が設置する「推進委員会」に参加すること。  
その際、事業計画や進捗状況、取組成果等を報告、発表すること。

(4) 事業に係る取組の情報提供

事業に係る取組等の情報を、積極的に県教育委員会に提供すること。  
特に、研修会や発表会、拠点校における公開授業等の開催要項等は、当該実施日の2ヶ月前までに、県教育委員会あて提出すること。(文部科学省の学校安全ポータルサイト「文部科学省×学校安全」において開催情報を公開する予定)

(5) 研究成果の提供

事業における研究成果(成果物等)を、県教育委員会に提供すること。

## 2 事業実施期間

本事業の実施期間は、別に通知する。

## 3 手続

- (1) 拠点校は、事業計画書(別紙様式1)等を別に通知する期日までに学校安全対策課長に提出すること。
- (2) 学校安全対策課長は、上記(1)により提出された事業計画書等の内容を審査し、適切であると認めた場合は、当該学校へ事業の実施について通知するとともに、事業の実施に係る経費を令達及び配分する。

## 4 事業計画の変更

- (1) 提出した事業計画書を変更する必要があるときは、事前に学校安全対策課と協議のうえ、速やかに学校安全対策課長に事業変更計画書(別紙様式2)を提出すること。
- (2) 学校安全対策課長は、上記(1)により提出された事業変更計画書等の内容を審査し、変更の可否について、当該学校へ通知する。

## 5 事業完了報告書の提出

事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して10日を経過する日又は当該年度の1月末日までのいずれか早い日までに、事業完了報告書(別紙様式3)及び支出を証する書類の写しを学校安全対策課長に提出しなければならない。

## 6 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別に定める。

(附則)

1. この要領は、令和2年3月4日から施行する。

(附則)

1. この要領は、令和3年3月4日から施行する。

(附則)

1. この要領は、令和4年4月19日から施行する。